

平成 25 年度新宿区外部評価委員会第 2 部会 第 3 回会議要旨

<開催日>

平成 25 年 6 月 25 日（火）

<場所>

区役所本庁舎 6 階 第 4 委員会室

<出席者>

外部評価委員（5 名）

平野部会長、金澤委員、小菅委員、小山委員、鱒沢委員

事務局（4 名）

中山行政管理課長、三枝主査、担当 2 名

説明者（4 名）

子ども家庭課長、高齢者医療担当課長、地域福祉課長、介護保険課長

<開会>

【部会長】

第 3 回第 2 部会を開会します。

本日から 4 回にわたり、経常事業のヒアリングを行っていきます。

本日は、子ども家庭課、高齢者医療担当課、地域福祉課の所管する事業についてのヒアリングとなりますのでよろしくお願いします。

最初に子ども家庭課の所管する 79「母子生活支援施設」、83「母子・家庭相談員の活動」、84「ひとり親家庭への支援」の 3 事業についてのヒアリングを行います。

子ども家庭課長、よろしくお願いします。

【説明者】

よろしくお願いします。

【部会長】

<委員紹介>

ヒアリングに入る前に、その趣旨について簡単にご説明します。

外部評価委員会は、テーマごとに 3 つの部会を設定しております。この第 2 部会は「福祉」、「子育て」、「教育」、「くらし」、という、区民に一番密接な部分を担当しております。

外部評価委員会は昨年度委員が改選され、当期の委員としての活動は 2 年目となっております。本年度の経常事業外部評価は、内部評価を行った経常事業のうち、「経常事業評価シート I」を使用したものの 7 割を評価することとしております。外部評価の対象となっ

た経常事業については、全てヒアリングの対象です。

本日は、1つの事業につき25分の想定でヒアリングを行います。前半10分程度で事業の体系と内容をご説明いただき、その後、各委員から質問を行う形で進めたいと思います。質問が終了しなかった場合などは、追加で文書による質問をさせていただく場合もあります。趣旨の説明は以上です。

ではヒアリングに入ります。子ども家庭課長からご説明を宜しくお願いします。

【説明者】

はい。

初めに、今回ご評価の対象となっている3事業の、第二次実行計画における体系・位置づけについてご説明します。まちづくりの基本目標の一つに、『Ⅱだれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち』があり、これを実現するための個別目標の一つとして、『2 子どもの育ち・自立を地域でしっかり応援するまち』があります。さらに、これを実現するための基本施策の一つに、『③特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援と自立促進』があります。本日はご説明する3つの事業は、この基本施策を実現するために実施されているものです。

79「母子生活支援施設」は、18歳未満の児童を扶養する母子家庭、児童の養育が十分にできない、養育するのに困難だという場合に、母子ともに入所していただき保護するとともに、自立支援のための生活支援を行う事業です。

83「母子・家庭相談員の活動」は、ひとり親家庭の悩みごとの相談や自立に必要な援助を行っている母子相談員と、結婚や離婚などの夫婦の問題、嫁や姑、親子関係など様々な悩みなどの相談を受け、問題解決についての助言を行っている家庭相談員が、母子自立支援員の活動に関する事業です。

84「ひとり親家庭への支援」は、ひとり親家庭に対し、医療費の助成、家事援助者を雇う費用の助成、技能・資格取得費用などの支給、就職活動の個別支援、援助などを行う事業です。

続いて、個別事業の詳細についてご説明します。

79「母子生活支援施設」は、18歳未満の児童を抱えている母子家庭に施設へご入所いただき、そこで様々な支援、援助を受けていただきながら、最終的には自立して退所いただく事業です。入所の期間は2年間で、この中でプログラムを組み、施設スタッフ等から様々な支援を受けながら自立を目指していただきます。

区内には区が指定管理者制度を導入して運営している施設「かしわヴィレッジ」と特別区人事・厚生事務組合に運営をお願いしている「のぞみ荘」の計2施設がございます。かしわヴィレッジの定員は10世帯です。のぞみ荘の定員は20世帯ですが、このうち新宿区が利用できるのは17世帯分です。残りの3世帯については、板橋区2世帯分、港区1世帯分を3区で協定を締結し、相互利用をしております。

入所にあたっては、最初に希望者から申請を受け、訪問、審査や会議を経て入所者を決

定しています。

本事業の目標・指標としては、「在籍率 90%」を設定していますが、現時点でも常にほぼ満室状態であり、数値的には達成している状況にあります。この状態を維持するという目標です。

事業の経費として、国から 2 分の 1、都から 4 分の 1 の補助を受けています。

次に事業の活動実績についてご説明します。のぞみ荘については、保護を要する母子が、22 年度は 164 世帯、23 年度が 199 世帯、24 年度は 201 世帯にご入所いただきました。のぞみ荘が 22 年度の夏から開始された関係で、活動実績の世帯数が 24、23 年度と比べて 22 年度が低くなっております。かしわヴィレッジの活動実績は、22 年度は 118 世帯、23 年度が 115 世帯、24 年度は 114 世帯となっております。

事業の課題と今後についてですが、近年、DV 被害者、虐待を受けた児童、精神障害や知的障害の母親、発達障害など障害のある児童の入所者の割合が大変増えており、こうした方々への支援をどのように行っていくかが大きな課題になっております。社会養護の観点からも関係機関との連携をとりながら引き続き利用者支援を行っていきたいと考えております。

79「母子生活支援施設」については以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

ご質問、ご意見のある方はどうぞ。

【委員】

保護すべき児童、子供が「福祉に欠けると認められる」という条件がありますが、これは指標、係数といった尺度、基準などが国等から示されているのでしょうか。

【説明者】

どのような方に入所していただくかについては、入所審査会というところで審査されており、その中で指標が定められています。例えばお子さんの人数、年齢、体調、親御さんの所得額、就業状況、父親との関係、虐待の有無、身内、親戚、親御さんなどに頼ることはできるか、身近に相談ができる相手がいるかなど様々です。審査は書面だけでなく面談等も行うので、お母様やお子さんの精神状態なども確認しております。それら全てを踏まえて総合的に判断しております。

【委員】

新宿区特有のケースというのはありますか。

【説明者】

大都市特有のケースというのはございます。例えば離婚して母子家庭になったわけではなく、最初からシングルマザーでお父さんは行方知らずという形が非常に多くございます。このような大都市特有の困難さというのは、入所選定の際や施設責任者と話す際に強く実感しております。

【委員】

区内の保護を要する母子というのは全て把握しているのでしょうか。

【説明者】

申請のあった件数は把握しておりますが、区内にはもっと多くの方がいるものと考えております。

【委員】

今後、子供の貧困はさらなる問題になっていくものと思います。大変な事業ですね。

【部会長】

他にはいかがでしょうか。

【委員】

今お話が出たように、新宿区には大都会ゆえの特有の問題を抱えた母子がとて多いと
思います。外国籍、お母様やお子様
が障害をお持ちのケースも多いのではない
でしょうか。当然自立に向けては手厚いご
支援をされていることと理解して
おりますし、それにあたってのご苦
労も多いとお察しはしています。そ
ういった方が2年間の間にどれだけの
自立ができるのか、とても懸念して
おりますが、実態はいかが
でしょうか。

それから、そのような問題を抱えた母子が2年間の入所期間を終えたに
場合、その後の住まい等の支援をどの
ように行っているのかをお聞き
したいと思
います。

それから、お子様の対象年齢は18歳未満ということですが、学童期のお
子様が多いもの
と思
います。その学童期の子どもたち
に対する支援をどのよう
に行っているか、以上三
点についてお聞かせください。

【説明者】

まず、2年間という入所期間についてですが、早いうちに仕事が見つ
かって1年ぐ
らいで自立できる方も
いらっしゃいますが、確
かに2年経っても自立
まで至らない方も
いらっしゃいます。で
すが、多くの方が入
所を希望されていま
すので、特定の方
だけが長く留まる
ということ
ができません。一方
で、特に精神的な病
を抱えている親御
さんの場合など、延
長しなければなら
ない場合も確
かにござ
います。そ
ういった判断は非
常に重大な
問題として
上がって
きます。

次に、退所した後の支援についてですが、特にケアの必要な方
には施設の
なるべく近い
ところにお
住まい
いただき、ご来所
して
いただ
いたり、或いは
スタッフが定
期的に訪
問し
たりする
などの
フォロー
を行う
こと
で、退
所後
も頻
繁に
関
わり
を持
つお
つき
合
い
を
し
て
お
り
ま
す。

【部会長】

大変難しいケースが増えているとのことですが、そういった
ケース
に対
応
す
る
た
め
に、他
部
課
な
ど
と
ど
の
よ
う
な
連
携
を
取
っ
て
い
る
の
か
お
聞
か
せ
く
だ
さ
い。

それから、現在入所待機者はどの程度いらっしゃるのでしょうか。

以上2点よろしくお願
い
し
ま
す。

【説明者】

まず、連携については、例えば保健センター、福祉事務所などから相談や推薦を受けて入所につながるケースが結構多くなっております。また、場合によっては病院などの専門機関と連携を持つこともあります。

次に、入所待機者数に関するお尋ねです。施設に空室がある際入所選定審査会が行われるため、そのタイミングにより待機者数は違うものですから正確な数字は申し上げられませんが、入所の募集をかけると競争率は概ね3倍程度になります。

ただ、応募者が必ず入所させるべきご世帯というわけではありませんので、倍率イコール入所待機者というわけでもありません。

【部会長】

生活福祉や医療機関から推薦を受けた方については、生活や医療面はそれぞれ生活福祉や医療機関が行うものと思いますが、直接子ども家庭課の窓口に来られた方のそういったケアはどのように行っていますか。

【説明者】

最初は担当である育成支援係でお話をお伺いして、審査会で必要と判断されれば施設にご入所いただきます。入所した後は、施設のスタッフや育成支援係などと相談しながら、例えば医療機関を受診していただくことなどになります。そのように広がっていく形をとっています。

【部会長】

窓口で相談があってから入所までの対応はどのようにになりますか。

【説明者】

応募から入所までにそれほど時間はとっておりませんし、これまでも申し込みから入所の際に体調が悪化してしまったケースというのはございません。

【部会長】

応募がない時期など、応募までに時間がかかる場合はどうでしょう。

【説明者】

その場合は、うちの窓口で相談を受けていただきながら、様々なフォロー、相談等をしています。また、経済的な困難さが先行している場合には、福祉事務所のご案内をして、ケースワーカーと連携をとっております。

【部会長】

利用者に外国籍の方はいらっしゃるのでしょうか。

【説明者】

いらっしゃいます。

【部会長】

18歳未満のシングルマザーの方はいらっしゃいますか。

【説明者】

現在入所している方の中ではいらっしゃいませんが、19歳で入所されたという方はいらっしゃいます。

【部会長】

親自身が虐待を受けていたということもあると思います。他にも複雑なケースが増えているのは間違いないでしょう。重要な仕事ですね。

他にはいかがでしょうか。

【委員】

2年以内に自立したケースはどのくらいあるのでしょうか。

【説明者】

新宿区の母子生活支援施設は一定の成果を収めていると自覚しております。特にかしわヴィレッジについては、東京都内全域のいろんな施設を対象に、東京都が認定した機関による第三者評価による審査を行った結果、トップを占めるほど優良な成績を持っています。

入所された親御さんを含め、お子さんに対する支援の方法、画期的なプログラムをどんどん打ち出しながら、他の自治体の施設に先行する形で実施しており、よその施設が見に来るぐらいというのがございます。

のぞみ荘についても非常にスタッフが熱心で、かしわヴィレッジからいろいろなアドバイスを受けたり勉強会なども開いたりしながら、施設の有効な手立て、プログラムを学び・取り入れて、積極的に施設を運営しています。自立へとつながった具体的な数値は明言できませんが、かなり多くの方が自立を果たしていています。つまり2年以内に出ていく方が多いということです。もちろん中には延長をせざるを得ない方もいらっしゃいますが、全体としてはそのように運用されています。

【委員】

そういった記載が内部評価にあると良かったですね。

【部会長】

確認ですが、母子生活支援施設ですから、利用形態として、甲乙としての契約等があるとは思いますが、基本的に利用料は無料ですね。

【説明者】

所得に応じて利用料をいただくシステムとなっていますが、ほとんどの方が利用料は発生しておりません。

【部会長】

他にはよろしいでしょうか。

では次の事業に入る前に皆様にご提案ですが、次の83「母子・家庭相談員の活動」と、その次の84「ひとり親家庭への支援」は密接に関係する事業なので、一括してご説明いただいて、質疑も併せてさせていただくということはいかがでしょうか。

<異議なし>

では、2事業について、一括してご説明を宜しく申し上げます。

【説明者】

はい。

では、まず 83「母子・家庭相談員の活動」についてご説明します。

母子自立支援員（以下「支援員」）や家庭相談員（以下「相談員」）を福祉事務所の相談室に配置し、社会の変動に伴う家庭生活のあらゆる問題等に対し適切な助言を行うことで、人間関係の健全化、子の養育の適正化等、家庭児童福祉の向上を図ることを目的とした事業です。

支援員、相談員共に当課の育成支援系の職員が担当しております。相談員は非常勤職員、支援員は常勤職員です。それから、相談員については、家庭裁判所の調停官委員の経験があり見識のある方が 2 名配置されております。

相談員、支援員共に多くの相談をお受けしており、それに対し様々なご支援、ご助言をしているところです。支援員は経済面、仕事、住まい、子育て、精神面の悩みなど幅広い内容の相談を受けており、相談内容を十分に把握した上で、様々な解決方法を提示するとともに、必要により関係機関と連携を図っております。相談員は、離婚の手續、近隣関係トラブルなどのまさしく家庭における幅広いトラブルについて、先ほど申し上げたお二人の見識者に、家庭裁判所の仕事を通じて培った知識をフル動員した相談対応をいただいております。

次に、事業の目標・指標についてご説明します。一つには「ひとり親家庭の自立促進」を目標として、24 年度末で年間 1 万 1 千件程度受け付けている相談件数を、29 年度末までに 1 万 3000 件以上受け付けられるようにして、母子相談を受けたひとり親家庭の自立促進を図っていきたいと考えております。もう 1 つには、「家庭相談、家庭生活の安定を図る」ことを目標に、24 年度末で年間 400 件弱の相談を行っている家庭相談を、29 年度末までに 400 件以上に引き上げることで、家庭相談を受けた家庭の安定を図っていきたいと考えております。

次に、事業費についてご説明します。経常事業全体で、毎年度概ね 440 万円の事業費が掛かっております。内訳としては、ほとんどが相談員の方にかかる人件費ですが、その他に研修費用等も計上されております。母子相談は支援員が担当しており、区の職員ですから、その人件費については事業費としては計上されておられません。

次に、事業内容の評価についてですが、「サービスの負担と担い手」、「手段の妥当性」、「効果的効率的」、「目的又は実績の評価」、「総合評価」のいずれの視点についても適切であると評価しております。

次に、経常事業を構成する各予算事業についてご説明します。まず 83-1「相談員の活動（母子相談員 3 人）」についてです。母子自立支援員 3 名を配置しております。先ほど申し上げたとおり、精神的な内容も含めた経済面、仕事面、住まい、子育て等の様々な相談に対して、様々な角度から相談に乗り、助言をしております。こちらの事業経費は 5 万円程度と大変少なくなっておりますが、研究会の経費や消耗品の費用のみであるためです。

相談実績としては22年度及び23年度は1万件弱で、24年度は1万1千件を超えました。24年度に若干増えましたが、ほぼ横ばいとなっています。

次に、83-2「ひとり親家庭福祉（家庭相談員 2人）」についてです。家庭相談員お二人を、事業費非常勤として配置し、家庭の事情に関するご相談を受けております。相談員は常時2名いるわけではなく、基本的には交代でやっていただいております。経費としては毎年度概ね440万円ほど計上しております。大部分は相談員の報酬です。

活動実績としては、毎年度400件程度のご相談を受けている状態です。一件ごとの相談が非常に長く、何度もご連絡をいただくものも沢山ございます。

東京都ウィメンズプラザ、東京都の相談機関、東京都の女性相談センターなどとも連携をとりながら実施しており、敷居が決して高くないことから、新宿区にお住まいの方にとって非常に身近で有効なものになっていると考えております。

83「母子・家庭相談員の活動」についての説明は以上です。

続いて、84「ひとり親家庭への支援」についてご説明します。

就労支援、ひとり親の医療費の助成、レクリエーションの機会の確保など、幅広くひとり親家庭への支援を行うことにより、ひとり親の福祉の増進を図ることを目的とした事業ですが、特に就労支援等経済的な面が大きいものと考えております。母子及び寡婦福祉法が根拠になっておりますが、その他に区で様々な要綱を立てています。

次に事業概要についてご説明します。大きく分けて休養ホーム、家事援助、医療費助成、母子家庭等自立支援給付事業、自立支援促進事業の5つと、様々な活動を行っております。

休養ホームというのは、ひとり親家庭の親子さんのレクリエーションの機会を図るため、宿泊施設また日帰り施設に対する補助を出しているものです。

家事援助というのは、例えばひとり親の親御さんが働きに出ており、たまたまお帰りが遅くなるような場合に、お子さんの面倒を見ていただくために家事援助者を雇用する際、その経費を区が負担するというものです。

医療費助成というのは、健康保険証を使って医療機関に掛かった場合に、自己負担分の医療費について助成するという事業です。

母子家庭等自立支援給付事業というのは、就労に結びつく様々な資格を取得できるよう支援を行っていく事業です。25年度から父子家庭も対象になりました。事業名に「等」と入っているのはそのためです。

自立支援促進事業というのは、ひとり親家庭の自立を促進するため、「自立支援プログラム策定員」という事業費の非常勤職員を配置し、ハローワークへの随行、面接の仕方、書類の作成方法、研修、講座を受講するための手続をサポートするというものです。

また、就労した後も様々な連絡を取りながらサポートを行っております。

説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

ご意見・ご質問のある委員はどうぞ。

【委員】

区内のひとり親世帯の世帯数や割合はわかりますか。

【説明者】

ひとり親世帯であっても所得が高く支援の必要がない方もおりますので、ひとり親世帯がどのくらいいるのかは把握しておりません。児童扶養手当という、ひとり親世帯を対象とした所得制限のある制度があります。その対象となる世帯の数は1,500世帯程度です。

それから、もう少し所得が高くても受け取ることができる児童育成手当というものもありますが、その対象となるひとり親の方が大体2,000人おります。それ以上に所得の高い方については不明です。ですから、おおむね2,000世帯程度と考えております。

【部会長】

ひとり親家庭というのは、法律のとおり、20歳未満のお子さんを養育している世帯のことで、寡婦世帯は含まないという理解でよろしいですか。

【説明者】

そうです。

【委員】

母子相談の活動実績が年間1万件程度とのことで、大変多いなと感じたのですが、それを3人で受けているのでしょうか。

【説明者】

はい。

【部会長】

単純に計算すると1日300件くらいですか。これは電話相談も含めてでしょうか。

【説明者】

はい。

【部会長】

延べ数ですか。同じ方が5回相談すれば5件になる。

【説明者】

そのとおりです。

【委員】

相談場所は本庁舎2階のカウンターが主ですか。

【説明者】

そうです。

【委員】

母子家庭等自立支援給付事業では、どんな資格をお取りになるのですか。

【説明者】

国家資格である、看護師、社会福祉士、理容師、美容師をお取りになる方が多いです。

看護師をご希望される方が最も多くなっております。

【委員】

介護保険関係の資格をお取りになる方もいらっしゃいますか。

【説明者】

もちろんいらっしゃいます。我々としては、基本的に、安定した収入が得られるような職に就くことができる資格を取っていただきたいと考えております。

【委員】

資格を取ったからすぐ収入に結びつくというわけではないですよね。

【説明者】

そうですね。それまでのつなぎもありますから。

【委員】

そうすると、安定するまでは結構時間がかかるわけだから、自立支援促進事業での就労後のフォローも必要になってくるのですね。

【委員】

実績が10人未満ということですが、定員はあるのですか。

【説明者】

定員はありませんが、予算の範囲内で行う必要はあるので、無制限に受け入れができるわけではありません。

資格を取得するためには、かなりの時間と労力を掛けて、一生懸命努力する必要がありますので、現状では希望される方があまり多くないのかなと思っております。実際に資格を取得することをご決断されれば、かなりの経済的な支援がありますので、就労自立のために非常に有効な手段だと思っております。

【委員】

ご本人の負担はどの程度ですか。

【説明者】

母子家庭自立支援教育訓練給付金事業と母子家庭高等技能訓練促進事業というものがあるのですが、母子家庭自立支援教育訓練給付金事業については、受講料の40%を支給しております。母子家庭等高等技能訓練促進事業については、補助が多く出るので、こちらは人気が高いです。

【委員】

区が単独で行っている事業ですか。

【説明者】

国と都から3/4の補助を受けています。

少しややこしいのですが、資格を取得する期間の半分の3/4を国から、残り半分の3/4を東京都の基金から出してもらっています。都合全体の3/4は補助で出るという計算になります。残りの1/4を区が負担しております。

【委員】

資格が必須とは思いませんが、就労に非常に有利にはなるはずなのに、実績が少ないですよね。もう少し増やせないのでしょうか。

【部会長】

生活費が問題になる場合が多いのだと思います。資格は欲しいけれど、学校に通っていたら生活が苦しくなってしまう。学校の勉強代は出るかもしれないが、生活費はどうするのだという話ですよね。特に介護や看護の資格だと、取得に2年3年掛かるので、先立つものがないと大変ですから。

【委員】

確かにそうですね。自立の道は厳しいということですね。

【部会長】

他にはいかがでしょうか。

【委員】

83「母子・家庭相談員の活動」の目標として、母子相談の件数を24年度末の年間1万1千件から29年度末までに1万3000件にするとのことですが、この2,000件というのは何か根拠があつてのことですか。

【説明者】

特別な根拠があるわけではないのですが、現在の体制を変えることなく対応可能な相談件数はこの程度だと見込んだものです。

【委員】

現在でもすごい件数だなと思いますが、まだそれだけのキャパシティがあるだろうということですね。

【説明者】

そうです。体制を変えずに達成可能な数字だとこのくらいかなというものです。

【委員】

様々な相談について、区民への周知はどのように行っているのでしょうか。

【説明者】

区広報の活用や、出張所等区の施設にチラシを設置する等しております。

それから、福祉事務所等からご案内していただくこともあります。

【部会長】

そういったご案内で来る方と、直接飛び込みで来る方はどちらが多いのでしょうか。

【説明者】

どちらかという、関係機関から紹介を受けてくる方が多いです。

【部会長】

どういった関係機関から来る方が多いのですか。

【説明者】

福祉事務所と家庭支援センターです。経済的な問題ですと福祉事務所経由が多いですが、虐待やご家庭での親子関係ということになると子ども家庭支援センターから回ってくるケースもあります。

【部会長】

学校や保育所からというケースもありますか。

【説明者】

ありますが、保育園、幼稚園、学校関係から家庭支援センター、家庭支援センターからこちらという流れになります。

それから、民生、児童委員さんなど町の方々からの連絡も結構多くなっております。

【部会長】

これだけの相談を受けていると、関係機関の連携だとか研修とかいうのもかなり厳しいと物理的にかなり厳しいのではないかと思います、実態はどうなのでしょう。

【説明者】

確かに大変ですが、そういったことをやらないと適切なサポートができません。

ですから、家庭支援センターを所管する子ども総合センターが中心になってサポート会議というものを開き、ご家庭、養育困難、虐待、経済的困窮、それから不登校などの教育委員会の課題も含めて、関係機関が集まって、どういう形でその家庭をサポートして助言していくのか、接点を持っていくのかなどを話し合う等して取り組んでおります。

【部会長】

ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

【委員】

84「ひとり親家庭への支援」の総合評価に「母子家庭の平均年収が 291 万」とありますが、この年収というのは就労の年収だけですか。

【説明者】

手当も全部含めてです。就労収入だけではありません。

実際には手当の方が多くなっております。

【部会長】

おそらくこの 291 万円というのは国民生活基礎調査のデータだと思いますが、母子家庭には深刻な問題があつて、収入格差が激しいのです。年収が 300 万円を超えている世帯というのは母子家庭の 1 割ぐらいです。すごく高い収入を得ている方もいるから、平均値だと 300 万円程度になりますが、実態としては 150 万円ぐらいを割っている人が 6 割を占めます。次いで 150 万円から 300 万円ほどが大体 3 割、300 万円を超えるのは 1 割ぐらいしかない。これも同じ国民基礎調査でそういうデータが出ております。ですからこの 291 万円という数字だけで判断するのは難しいと思います。

【委員】

150 万以下だと、生活保護の対象になりますよね。

【部会長】

なります。年収 150 万円で子どもが 2 人いて母親が 40 代だと、もう生活保護ですから。これも同じデータで、母子世帯の捕捉率というのがあるのですが、生活保護基準以下で生活されているのは母子世帯の大体 70%弱という感じです。一番深刻なのは、もし母親が病気になったりすると致命的になってしまうことです。

【委員】

わかりました。子ども家庭課と子ども総合センターがイニシアチブを取って、ひとり親家庭への支援をされているようですが、取りまとめはどちらがされているのでしょうか。

【説明者】

少し複雑になりますが、まず子ども家庭部全体の組織についてご説明します。

当課の他に、子ども総合センター、保育課、こども園担当課、男女共同参画課の計 5 課で構成されております。

子ども総合センターは、基本的に児童館、学童クラブ、子ども家庭支援センターを所管して、乳幼児親子の居場所づくりですとか、お子様方、青少年の健全育成も含めた居場所をつくっていくほか、母親の孤立した子育てを防ぐための横のつながりを持ってもらうようにしたり、子育てに不慣れな親御さんや、お子さんの発達に不安を抱える親御さんからのご相談をお受けしたり、子育てに関連したことを一切切切やっています。

保育課では保育園、子ども園推進課では幼稚園と保育園の合体した形での保育、教育を行うこども園を担当しています。

男女共同参画課では男女が共同する、男女共同参画社会の構築を目指しています。

我々子ども家庭課は部のいわゆる庶務を担当しており、部全体の予算や決算、計画づくり、部全体の会議を執り行っているほか、子供たちの区政に対する参画のための、小・中学生のフォーラムということで、区長と子供たちと一定のテーマのもとにいろいろな話し合いをしながら、子供たちに区政に参加をしてもらって、この新宿区という町に対して愛着を持ってもらうためのきっかけづくりをしたり、子ども家庭部全体の取組を周知、お知らせするためのガイドブック、これ 1 冊あれば新宿区の子育てのための情報は全部手に入る、そういうガイドブックを作成したり、青少年健全育成のための育成会、青少年地区育成会、青少年活動推進委員会、保護司会との社会を明るくする運動、子育てメッセ、それから先ほど来ご説明している母子家庭、ひとり親家庭を中心とした様々な相談等、多くの事業を行っています。医療費助成を初めとして、母子家庭、ひとり親家庭への様々な支援事業、相談、母子寮、母子生活支援施設への入所の関係、お金の貸し付け及びその回収、それから児童手当と一般的な子供さんたちへの医療費助成を中心とした事業、誕生祝い品の提供等、本当に様々です。

委員ご指摘の相談業務を取りまとめている課となりますと、総合センターと子ども家庭課は、次世代育成協議会という、子育て、青少年健全育成のための計画をつくる区長の諮

問機関を所管しているため、全庁的に子育てに関わるものを取りまとめているのは子ども家庭課になります。現場の親子さんたちの居場所だとか様々な具体的な相談、それから虐待等については、子ども総合センターが中心になります。子ども総合センターと子ども家庭課が絶えず連携を取り合って、こういった相談に対応しているというところです。

【委員】

ありがとうございました。

【部会長】

ご事情があって住民登録はしていないけれど新宿区にお住まいになっている方からのご相談は受け付けていますか。

【説明者】

受けています。実際に多くいらっしゃると思います。もちろん基本は区民の方が対象ですが、他区の人だから駄目ですよということはありません。

【委員】

相談は住所を確認しながらやっているのですか。

【説明者】

強制ではありません。おっしゃらない方もいらっしゃるのです。

【部会長】

84「ひとり親家庭への支援」の母子家庭等自立支援給付について、父子家庭を25年から対象に加えたとのことですが、実際に申請はありましたか。

【説明者】

就労支援自体はありますが、給付金の方のご希望は周知もまだ十分ではないので、これからだと考えております。

【部会長】

ありがとうございました。

これは質問というよりも所感だと思ってお聞きください。おそらく新宿区は大丈夫だと思いますが、全国的には、母子相談や家庭相談は親への支援に目がいきがちで、子供への支援に視点が入らない傾向があります。母子家庭の問題というのは、夫婦関係等親御さんの問題に目がいきますが、子供は子供で独自の問題を持っているわけです。親の問題を解決すれば母子家庭の問題が解決されるわけではなく、子供は子供の支援というのを見てあげないといけないと思います。例えば子供が心理的なハンディを背負ったり、周りからいろいろ言われたりする、そういう子供独自の部分に焦点を当てるということは、母子・家庭相談に求められる視点ではないでしょうか。もちろん親の問題が子供に影響することはいっぱいあります。でも、親の問題が解決されたら、子供の問題が解決するというわけではないのです。どうも家裁の全国的傾向はそこに至っていない感じがしますので、そういった視点も持ちながら今後も頑張っていきたいと思っています。

それから、これは事務局への意見となりますが、福祉分野については「目標・指標の設

定」というものが必ずしも当てはまらないものがあります。例えばこの事業で言えば、母子家庭の相談数が増えるのはいいことではないですよ。この場合、今後も母子相談の件数の増加が見込まれたうえでの数値なわけですから「見込み」とした方が相応しいと思います。ご検討ください。

他はよろしいですか。

では、子ども家庭課へのヒアリングは以上となります。ありがとうございました。

【説明者】

貴重な御意見ありがとうございました。生かしていきたいと思います。本日はありがとうございました。

<説明者交代・委員紹介・趣旨説明>

【部会長】

続いて高齢者医療担当課へのヒアリングを開始します。

対象事業は 251 「後期高齢者医療制度(制度推進のための事業)」です。

では、早速事業のご説明からよろしくお願いします。

【説明者】

よろしく願いいたします。

では最初に後期高齢者医療制度の骨格について御説明します。

制度の運営主体は東京都後期高齢者医療広域連合です。区でも東京都でもなく、特別地方公共団体である広域連合が運営主体になっています。

被保険者は都内に住む 75 歳以上の方及び 65 歳から 74 歳までの方で、申請を出された一定の障害がある方です。基本的には 75 歳の誕生日を迎えられた方から対象になっていくとお考えください。75 歳になると自動的に被保険者になります。強制加入になりますので、例えば社会保険の継続を希望されてもそれはできません。

医療機関にかかるときの自己負担の割合は、一般の方は 1 割負担、現役並み所得の方は 3 割負担という 2 種類に分かれています。課税所得が 145 万円未満の方が 1 割となります。例えば年金収入で換算すると、概ね 300 万円より低い方は 1 割負担になります。区内では 1 割負担の方が 8 割を占めています。余談ですが、男女比でいきますと、男が 35%、女性が 65%、いかに女性の方お元気かということになります。

保険料は均等割額と所得割額を足して計算しています。均等割額というのは、どなたでも平等にお支払いいただくお金で、年額 4 万 100 円です。所得割額というのは、所得割合に応じてお支払いいただくものです。所得の多い方はたくさんの保険料をお支払いいただくということになります。ただ、55 万円という限度額が設定されておりますので、どんなお金持ちでも 55 万円が上限となります。東京都のお一人当たりの平均保険料は大体 9 万 5,000 円、新宿区ですと 11 万円です。ちなみに、お一人あたり年間どのぐらいの医療給付

費がかかっているかといいますと、約 86 万円かかっています。したがって、東京都でいいますと、86 万円医療費の約 9 万 5,000 円をご本人にお支払いいただいて、残りを税金や他の健康保険組合等から拠出をしているという状況になります。保険料には軽減措置というものがございまして、所得が特に少なく、保険料の支払いにより生活に支障が出ると考えられる方に対し、均等割額 4 万 100 円を 9 割軽減にするものです。この場合、保険料は年間 4,010 円となり、所得割はもともとかからないことから、最終的に年間の保険料は 4,000 円になります。例えば年金でいいますと、老齢基礎年金の満額が大体 80 万弱になります。そういった方々は年間 4,000 円の保険料になります。これは、国民健康保険や介護保険と比較すると、低所得の方にはかなり配慮した制度設計になっているといえます。制度の骨格的についての御説明は以上です。

次に、内部評価の内容についてご説明します。区の施策体系としては基本目標Ⅲ「安全で安心な、質の高い暮らしを実感できるまち」の個別目標 1「だれもが互いに支え合い、安心してらせるまち」の基本施策①『高齢者とその家族を支えるサービスの充実』に属する事業です。今回行政評価の対象となっているのは、医療制度全体ではなく、本体を推進していくための事業になります。予算事業としては「徴収嘱託員制度の運営」、「被保険者証の更新」、「歯科健康相談」、「指定旅館」、「保養施設」の 5 つが対象となっております。徴収嘱託員制度の運営は、保険料をお支払いいただけない方、滞納されている方から保険料をいただくために非常勤職員 2 人を配置する制度です。新宿区の保険料収納率は、平成 23 年の段階で 23 区中 10 位となっております。保険料をお支払いいただけない方には、いまだに制度自体に対し御理解がいただけていない方もいらっしゃいます。そういう方に納付書だけ送ってもなかなかお支払いはいただかず、制度の説明等々も含めてご理解をいただく必要があります。そういった方のところに通ってもらうことで、徴収実績が年間 4,000 万円強上がっておりますので、効果が大きい事業だと考えております。

被保険者証の更新は、2 年に 1 度保険証を郵送する事業です。基本的に事務作業のみを行う事業なので説明は省略させていただきます。

歯科健康相談、指定旅館、保養施設は、いわゆる健康増進、福利厚生という視点で行っている事業です。

指定旅館は国民健康保険と同一の仕切りの中で行っている事業で、通年の指定旅館、いわゆる「かんぼの宿」を若干安めにご利用いただけるという事業です。

保養施設は、区が借り上げている施設 3 カ所について、保養所としてご宿泊いただけるという事業です。国民健康保険にも同様の事業がございまして、後期高齢者医療制度が平成 22 年にできた際、これまで国民健康保険に加入していた際には保養所があったのに、後期高齢になると何もなくなってしまうというわけにはいかないだろうということで開始しました。ただ、国民健康保険の保養所は夏ですが、後期高齢者医療保険については秋にご利用いただけるようになっております。

説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

ベースは法律で決まっており、運用も広域連合ということで、評価することが難しい事業ですが、何かご意見、ご感想、ご質問ございましたらどうぞ。

医療費が大きい事業ですね。

【説明者】

そうですね。新宿区の総医療給付費は240億円程度、被保険者、つまり75歳以上の方が約3万人いらっしゃいます。参考ですが、国民健康保険は被保険者が10万人を超えておりますが、総医療費は240、250億円ということで、ほとんど変わりません。

【委員】

実績欄にある「対象者数」というのは実際に利用した人の数ということでしょうか。

【説明者】

はい。

【委員】

伸び代はまだあるのでしょうか。

【説明者】

そうですね、区の指定旅館について、どこでもお一人500円割引になるという事業です。区から宿に払っているお金はなく、区の役割はパンフレットを印刷することなので、利用者が多ければ多いほど効果は高い事業です。逆に言えば普及啓発の課題がまだ少しあると捉えており、もっと増やしていきたいと考えています。

【委員】

事業費は案内チラシの印刷費用だけですね。

【説明者】

おっしゃるとおりです。

【部会長】

歯科健康相談は平成25年で廃止され、別の事業に移されるのでしょうか。

【説明者】

はい。これまではいわゆる相談事業だったのですが、相談だけでなく、健康診査としてよりしっかりと歯の健康づくりを行うため、これまでの事業を廃止をして、新規事業を立ち上げました。

【部会長】

減免されている方の比率はどのくらいですか。

【説明者】

減免については、均等割と所得割とそれぞれあるのですが、約50%の方が均等割を、10%の方が所得割を軽減されています。

【委員】

被保険者の健康を増進して、お医者さんにかかることを抑制するような視点というのがありますか。

【説明者】

今回内部評価の対象にはなっておりませんが、ございます。例えば、年に1回医療費通知というものをしています。これは「あなたはいついつこの病院に行ってこんな治療をしました」という情報を1年分まとめて通知をするものです。これによりどの程度病院に掛かっていたのかをご本人が振り返ることができます。この他にも、いわゆる不正請求を含めたレセプトの点検により適正な医療に掛かっているかをチェックしたり、この8月の末から新たな取組として、後発医薬品、いわゆるジェネリック医薬品を使用していない人について、そのPRや使用の勧奨の通知を出します。

また、後期高齢者医療制度は少し離れますが、区全体の事業としては、例えば健康部の健康推進課では健康診断等を所管しています。昨今ですとメタボリックシンドロームが社会的に問題となっていますから、メタボ検診や指導などを行っています。こういった健康増進のための区の施策も、医療費やお医者さんに掛かる回数の減少につながっているものと思います。

【部会長】

理想を言えばみんなお医者さんに掛からず元気で過ごせば一番いいわけですよね。でもなかなかそうはいかないから、やはりしっかりとした制度を運用する必要がある。

【委員】

ジェネリック医薬品のことですが、行政から医療機関にジェネリックの使用を推進するよう働きかける方が効率的ではないでしょうか。

【説明者】

おっしゃるとおりです。ジェネリックも一般の医薬品と同様、お医者さんや薬剤師の方が許可をすれば使うことができるものですから、我々も薬剤師会などでPRをしております。ちなみに、東京都はジェネリックの普及率が関東近県では一番低いのです。なので、後期高齢者医療制度の中でもより積極的に普及啓発していこうという流れになっています。

【委員】

徴収嘱託員についてですが、4000万円の徴収実績がある一方で滞納者の数がほぼ横ばいですよね。これは新しい滞納者が出ているということなのではないでしょうか。嘱託員さんは保険料支払いの口座振替の勧奨なども行うのですよね。移る方は少ないのでしょうか。

【説明者】

毎年度新しい方が対象になっているという状況です。

おっしゃる通り口座振替の勧奨も徴収嘱託員は行っています。口座振替になるとご本人の手間も省けますから一番いいのです。ですから、嘱託員さんが説得をして口座振替になったら、一件5,000円というような成功報酬もあるのですが、実際に移っていただける方は少ないです。

【委員】

まだ制度が馴染み切っていない印象を受けますね。

【説明者】

保健者が広域連合であることなど、なかなか馴染みにくい部分もありますので、機会を捉えて繰り返し説明することで、理解を得ていくことが大事だと考えております。

【委員】

徴収嘱託員はどうしても取り立てられるようなイメージがあるから、なかなか口座振替や納付相談にはつながらないのではないかと思うのですが。

【説明者】

もちろん、最初から滞納しない環境を作ることが一番大事だと考えています。そこで現在、新たに被保険者になる方に対する口座振替の勧奨通知を、以前より 2 カ月ほど早く出すようにし、被保険者になったらすぐ口座振替ができるように改善を図っています。

【委員】

国民健康保険で口座振替を行っていた方も、改めて手続きをする必要があるのでしょうか。

【説明者】

はい。その手続きに 2 カ月くらいかかってしまうので、これまでは国保で口座振替だった人も加入すぐには口座振替ができない状況にありました。その状況を改善できるよう、保険加入前に口座振替の手続だけを前倒して行うことができるよう、ここ半年くらいで見直しをしています。

【部会長】

滞納する方も、悪質な滞納者は論外ですが、生活困窮者など事情がある方もいらっしゃるでしょうから、単純に払え払えと言うわけにはいかないというのは難しいですね。

【説明者】

ご指摘のとおり、生活保護を受ける必要がある場合は、免除などの法律上の仕切りもありますので、そういったものも活用しながら個別のご相談をお受けする必要がある一方で、お金はたくさんあるのにお支払いいただけない方に対しては、差し押さえも含めて対処するなど、ケースによって対応を考えながらやっております。

【部会長】

悪質な滞納者にはしっかり対策をしてほしいですね。

他にはいかがでしょうか。

【委員】

後期高齢者になるときは、どのような手続をとるのですか。

【説明者】

手続は何も要りません。誕生日の 1 カ月前には区から保険証を送付いたします。

【委員】

口座振替を希望される方の口座振替の手続だけが必要なのですね。

【説明者】

そうです。また、口座振替の他に年金からの特別徴収という制度もございます。

【委員】

年金から保険料を引いちゃうということですか。

【説明者】

そうですね、介護保険料と一緒に。ちなみに特別徴収の方が全体の4割、口座振替が4割。残りの2割がいわゆる納付書によるお支払いとなっています。

【部会長】

よろしいでしょうか。

では、高齢者医療担当課へのヒアリングは以上になります。ありがとうございました。

【説明者】

ありがとうございました。

<説明者交代・委員紹介・趣旨説明>

【部会長】

続いて地域福祉課へのヒアリングを行います。

対象は216「特別養護老人ホーム等運営助成・維持管理」です。

では、事業説明からよろしくお願いいたします。

【説明者】

地域福祉課長です。よろしくお願いいたします。本日は地域福祉課長と介護保険課長からご説明をいたします。

それでは、216「特別養護老人ホーム等運営助成・維持管理」についてご説明します。

まず、本事業の区政における位置づけについてご説明します。新宿区基本計画における基本目標Ⅲとして「安全で安心な、質の高い暮らしを実感できるまち」というものがございます。これを実現するための個別目標1として、「だれもが互いに支え合い、安心してくらせるまち」がございます。さらに、この個別目標を実現するための基本政策1として、「高齢者とその家族を支えるサービスの充実」がございます。今回ご説明します「特別養護老人ホーム等運営助成・維持管理」は、この基本施策のもとに、東京都の経営支援補助金の対象とならない元区立の特別養護老人ホームの運営助成を行うほか、区所有の建物の貸し付け、維持管理、医療処置を必要とする区民の受け入れに要する費用助成などを行うことで、各施設のサービスの維持・向上を図っているという事業です。そのため、本事業は補助金の交付による運営助成、建物の貸し付け維持管理、医療処置を応用するの方のための費用助成、以上3つの予算事業に分かれています。位置づけの説明は以上です。

続いて、本事業の内容についてご説明します。

本事業は、利用者サービスの維持・向上、それから介護を担う家族への支援を図り、高齢者福祉の向上に資することを目的としております。

予算事業は先ほどご説明したとおり3つに分かれております。

「運営助成」は、東京都の経営支援補助金の対象とならない特別養護老人ホームあかね苑、北新宿特別養護老人ホームの2か所の特別養護老人ホームが、区立で最初にできたもので、東京都の補助金の対象外になっております。そのため、安定的な経営のために、東京都と同水準の補助金を区の要項に基づき交付している事業です。これは平成17年の自主運営化に際して始まったもので、基本分とか、あん摩マッサージ指圧師加算、小規模施設加算、評価加算、福祉サービス第三者評価受審支援等がございます。

「維持管理」は特別養護老人ホーム2所、高齢者在宅サービスセンター5所の計7施設を対象に、いずれも23年から18年くらい経って老朽化が進んでおりますので、毎年必要な維持修繕工事を行っております。それから、不動産賃借を行っております。中落合の高齢者在宅サービスセンターについて、東京都から土地を借りており、それを事業団に貸しつけて運営をしているところです。修繕費と不動産賃借料が主なものです。

「医療介護支援」は、特別養護老人ホームに対して医療処置を必要とする区民の受け入れに要する費用の一部を区の要項により助成しているものです。毎年度老人ホームを運営しております7法人に対して助成を出しております。23年度24年度の交付額は1億260万円でした。

次に事業の指標についてですが、2つ設定しております。

1つは「第三者サービス評価」を指標として設定しています。ご利用者の満足度について、24年度末で77%のものを、29年度末の目標は80%にしたいと考えております。

もう1つは高齢者福祉施設の数については、区内7カ所という現状の維持を目標としております。

次に内部評価についてご説明します。

「サービスの負担と担い手」、「手段の妥当性」、「効果的・効率的」、「目的又は実績の評価」、「総合評価」いずれも「適切」と評価しました。ただし、補助金の交付などについて、その有効性は、今後さらに検証していく必要があると考えております。また、入居者の生活の質の維持・向上のために、区内の特別養護老人ホームに対して補助金を交付し、区所有の貸付施設の維持管理を行い、引き続き支援を行っていく必要があると考えております。今後も経営状況を把握するとともに、十分な連携を図り適切に運営補助を行っていきたいと考えております。

最後に、「改革・改善」についてですが、事業の方向性は「継続」です。ただし、先ほども申し上げましたが、補助金の交付による効果については検証していく必要があると考えております。また、維持管理についても、老朽化が進んでおりますので、今後の大規模修繕を見据えた検討をしていきたいと考えています。引き続き効果等を十分に見極めながら適切に対応していきます。

以上です。

【部会長】

どうもありがとうございました。

新宿区区内には区が補助をしている 7 法人の施設以外に民間の特別養護老人ホームあるのですか。

【説明者】

介護保険課長です。

区内では 7 法人のみです。区内の特別養護老人ホームが 7 つのみです。

【委員】

そのうちの 2 つが元区立施設ということでしょうか。

【説明者】

はい。

【部会長】

全部に出しているということでしょうか。

【説明者】

はい。

【部会長】

ありがとうございました。

ちなみに、今後もし特別養護老人ホームが増えれば、そこも補助していくことになるのですか。

【説明者】

この考え方で、新しい特別養護老人ホームにも出していきたいと考えております。

【委員】

216-2 で維持管理している 5 所以外にも在宅サービスセンターがありますよね。

【説明者】

地域福祉課長です。

百人町と東戸山の 2 所がありますが、これらは指定管理者制度により運営されているため、本事業には記載しておりません。

【委員】

自主運営と指定管理者制度による運営は違うのですか。

【説明者】

違います。自主運営については区の土地施設を貸したり、区が土地を借りたりして提供しておりますが、あくまで自主的な運営です。

百人町、東戸山は、例えば都営住宅の中につくっており、自主運営化ができない形になっていますので、これは指定管理者制度として区がやっています。

【委員】

運営助成のシート 1 のあん摩マッサージ指圧師加算がアゼリヤ会のみですが、北新宿の方ではやっていないのですか。

【説明者】

そうです。こちら、補助率等（算出根拠）の欄にございますが、平成 12 年 4 月 1 日以降に採用した場合は対象外になっておりまして、アゼリヤはその前から常用関係にございましたので、これについては対象として指定しています。北新宿は対象になってございません。

【委員】

事業そのものがないということですか。

【説明者】

事業はやっております。

【委員】

運営助成について、平成 24 年度に 60 万円の国・都支出金の特別財源があったようですが、こちらについてご説明いただけますか。

【説明者】

2 所の特別養護老人ホームが平成 24 年度に第三者評価を行った際、地域福祉推進包括補助事業費として、その経費の 50%について国から補助を受けたものです。

【委員】

評価は適切だけど、今後も有効性について検証していく必要があるとのことでしたが、どのように検証をしていこうとお考えですか。

【説明者】

1 つには、事業の継続性とか安定性の面です。どれだけの補助金があれば安定した経営ができるのか、金額の精査等も含めて検証する必要があると考えております。

それから、先ほどの第三者評価とも関わってきますが、補助金がどのように使用され、どの程度サービスの向上につながっているのかを検証する必要があると考えております。

【委員】

最終的には自立した運営を目指していくのですか。

【説明者】

もちろん、介護保険制度の中で完全に自立した運営ができるのが本来ですが、現在は補助金により経営が安定しておりますので、どこまでフォローすべきかを検証していく必要があると考えております。

【部会長】

他にいかがでしょうか。

施設利用者のサービス満足度を 77%から 80%にするという目標を立てていますが、この水準というのは民間が経営する他の特別養護老人ホームよりレベルが上なのですか。

公的な補助を行うのであれば、他より水準が高いサービスを提供していたり、満足度が

高くなるように思いますがどうなのでしょう。

【説明者】

全ての民間について比較はしておりません。現状の 77%の数値というのは、対象施設全 7 か所の平均値なので、80%、90%を超えている施設もあれば、70%というところもあります。これを全体に 80%まで引き上げていきたいと考えております。

【委員】

区の施設について、老朽化などにより建替えの必要が出てきたときは、全額区の負担になるのでしょうか。

【説明者】

廃止して民営化する場合以外は区がやらなければならないと考えます。

また、工事中入居されている方をどうするのかという問題もありますので、建替えが必要になったら、そういったものも含めて検討する必要があります。

【委員】

入居者の生活の質の維持・向上は大きな課題だと思いますが、区としては例えば独居がいいのか、複数人の相部屋がいいのかなど、そういったものをどのように考えていますか。

それから、日常の生活支援は折り紙や塗り絵といった単純作業が中心だと思いますが、嫌になると言う人も中にはいます。もう少し知的好奇心を刺激するような活動内容、創作的な活動をもう少し積極的に入れることはできないのでしょうか。他区では例えばダーツなどを行っているところもあるそうです。

【説明者】

介護保険課長です。

まず、新宿区は基本的に個人の尊厳を重視し、個室ユニットを推奨しております。もちろん、多床室を否定するものではありません。

【委員】

入居者の意向・希望の聞き取りなどはしていますか。

【説明者】

もちろん多床室もお選びいただけるよう、できるだけご希望に沿うようにやっております。ただ、今後新たに施設を作る場合には、個人ユニットにしたいと考えているものです。

既存の区立特別養護老人ホームについては、設備的なものが固まっていますので、個室化の工事はできません。そういった施設についてもできるだけプライバシーを保てるように運用していきたいと考えています。

次に、施設における活動内容については、積極的に情報を収集し、施設長の集まる会議体などで情報提供しながら、検討していきたいと思っております。また、各施設でご利用者、或いはご利用者のご家族を対象にアンケートや懇談会をやっており、そういった中でもご意見をお聞きしております。

地域でダーツなどをやると大変盛り上がりますので、そういったことも含めて、様々バ

ラエティーに富んだ活動を行うことで、各施設ごとの特徴を出しながら、高齢者の方の活性化を図っていきたいと思います。

【部会長】

少し話がそれますが、グループホームや小規模多機能などに対しても、同じような質の向上の取組はされているのでしょうか。

【説明者】

グループホーム、小規模多機能は、介護保険事業計画の中で数を決めて推進しております。特にグループホームについては地域密着型ということでかなり力を入れております。公有地をお使いいただいて補助金を出す場合と、民設民営で、いわゆる公募型でお申し込みいただいてやっていただく場合の2つがありますが、いずれにしても、補助金は出させていただいて、推奨する制度になっております。

【部会長】

例えば医療的ケアが発生するという意味では共通ですよ、グループホームと。そういう対応は何か、点数の上乗せとかはしていますか。

【説明者】

このグループホーム、小規模多機能につきましては建設補助のみで、運営助成はしていません。基本的には介護保険制度導入前からの流れでの補助ということです。

医療で大変な方は、なかなか受け入れられない状況がありますので、特別養護老人ホームについては入所調整をしている区の責任として、医療が必要な方もきちんと入れていただけるよう補助しております。一方でグループホーム、小規模多機能というのは、民民の入所調整になり、区は調整しておりませんので、その部分については運営助成を現状はしていません。

【部会長】

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、地域福祉課へのヒアリングは以上になります。

ありがとうございました。

【説明者】

ありがとうございました。

<説明者退出>

【部会長】

では、本日のヒアリングは以上とし、閉会とします。

お疲れさまでした。

<閉会>